護事業費補助金」を「婦人保護事業費補助金」に、「在宅福祉事業費補助金」を「保育対策事業費補助金」に、「在宅福祉事業子ども・子育策推進事業費補助金」に、「セーフティネット支援対策等事業費補助金」を「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」に、「政府開発援助アジア労働技術協力費等補助金」を「医療研究開発推進事業費補助金」に、「介護従事者処遇改善臨時特例交付金」を「地域自主戦略交付金」に、「地域経済活性化・雇用創出臨時交付金」を「沖縄振興自主戦略交付金」に、「無形減価償却資産」を「複写して販売するための原本」に、「ソフトウェア」を「その他のもの」に、「三年」を「五年」に改め、同表中に、

開発研究用のもの	三年
その他のもの	五年

を加える。

○農林水産省告示第千七百九十号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十七年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十七年一月十五日　第十四号

二　登録外国認定機関の名称及び住所

ＣＣＰＢ　ＳＲＬ　イタリア　ボローニャ県　ボローニャ市　ヴィアーレ　マシニ　三十六

三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物

四　登録外国認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録外国認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

外国

(2)　認定を行う事業所の所在地

イタリア　ボローニャ県　ボローニャ市　ヴィアーレ　マシニ　三十六

○農林水産省告示第千七百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市本匠大字三股字姉ケ迫九三二から九三四まで、九四五、九四六、九四七・字フカセ奥九五〇・九五一・九五三・九五四・九六一・九六二（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、九五二、九六三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字フカセ奥九五〇・九五二から九五四まで・九六一・九六二（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　青森県三戸郡三戸町大字斗内字栗木沢二三の一、二三の二、二六の一、六八

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県庁及び三戸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡仁淀川町下名野川字キヂヤノシタ三二二、字コヲナロ一〇九六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字キヂヤノシタ三二二・字コヲナロ一〇九六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　高知県土佐郡土佐町東石原字野窪山二八八二、字イボ谷六〇六の二、六〇六の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字野窪山二八八二・字イボ谷六〇六の二・六〇六の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　高知県四万十市西土佐須崎字長谷八二五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備